

○うるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付要綱

平成18年3月1日

告示第36号

改正 令和5年2月7日告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、畜産農家自ら畜舎の環境改善に資するための悪臭緩和剤等購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「悪臭緩和剤等」（以下「緩和剤等」という。）とは、畜舎内及びその周辺外の環境を保持するため、悪臭の軽減及び諸害虫を防除し、又は駆除する目的で使用される製品をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、現にうるま市に住所を有する者とし、かつ、市内で家畜を飼養している者で、次に掲げる者とする。

- (1) 畜産農家
- (2) 市内に主たる営業所を有する農業生産法人
- (3) 特に市長が認める団体

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
緩和剤等購入費	購入費の2分の1以内

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、緩和剤等購入補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長が定める日までに、提出しなければならない。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条により提出された緩和剤等購入補助金交付申請及び実績報告書の

内容を審査し、適當であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定及び確定し、補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 緩和剤等の購入以外に使用したとき。
- (2) その他この告示に違反し、又は不正行為があったとき。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年2月7日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のうるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

うるま市長

様

申請者 住 所

氏 名

印

悪臭緩和剤等購入補助金交付申請書及び実績報告書

うるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付要綱第5条により、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

緩和剤名	数量	単価	販売額	事業所名	事業所所在地

添付書類

- (1) 領収書
- (2) その他参考資料

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所 様
氏 名 様

うるま市長 印

補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで提出のあった悪臭緩和剤等購入補助金交付申請書及び実績報告書については、うるま市悪臭緩和剤等購入補助金交付要綱第6条に基づき、下記の条件を付して決定及び確定します。

記

補助金額 円

交付条件

- 1 補助金の交付を受けた者は、畜舎及び周辺の環境保全に努めること。
- 2 飼育状況及び効果等についての調査に協力すること。
- 3 補助金を受けた製品については、転売及び譲渡してはならない。

交付請求の場合は、補助金交付決定及び確定通知書の写しを送付して下さい。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）